



美議乙第93号
平成25年12月19日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿
衆議院議長 伊吹 文明 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿

福井県三方郡美浜町議会
議長 藤本 悟

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

担当 福井県三方郡美浜町議会事務局 局長 石丸 好通 電話 0770-32-6711
--

要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として継続することについての意見書



今般、社会保障制度審議会の場に、介護保険制度の根幹にかかわる政府案が提案されています。中でも、「要支援者を介護保険制度の給付対象からはずし、市町村の支援事業に委ねる」との提案は介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、市町村の財政上、事務上の負担も軽視できないものと考えます。

厚生労働省は11月14日に開催した社会保障審議会介護保険部会に予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護・通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続することを提案しました。訪問介護と通所介護は予防給付の約90%にあたり、要支援外しの本質は変わっていません。

65歳以上の15%は認知症であり軽度認知症障害は13%と発表されています。

高齢者の4人に1人は認知症といわれる現在、根治薬はなく、初期の専門的ケアで重度化させないことが大切です。

要支援1、2で現在介護サービスを受けている高齢者は150万人以上です。

市町村事業でボランティアなどの活用としていますが、認知症の初期こそ専門的ケアが必要です。認知症があっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けるために下記について強く要望します。

記

- 1 要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付として継続すること。
- 2 利用者負担を増やさないこと。
- 3 介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

福井県三方郡美浜町議会